

持込ニュース23 No.30

* 本紙は持込事業者の皆様にお届けしています *

平成29年3月28日発行
東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部管理課 >>23<<

水銀混入ごみで練馬清掃工場1号炉・中央清掃工場2号炉が停止

練馬清掃工場1号炉が2月13日に、中央清掃工場2号炉が3月3日に停止しました。水銀混入ごみが原因です。

水銀混入ごみによって焼却炉が停止すると、清掃工場の復旧までに多くの時間や多額の費用がかかってしまいます。また今回の炉停止にあたっては、持込事業者の皆様にご急遽搬入先の変更をお願いすることとなり、23区の清掃事業に大きな影響が出ました。

水銀を使用した製品には、家庭や医療機関で使われるような水銀体温計や水銀血圧計のほか、工業用圧力計等のセンサ類もあります。ほとんどが不燃ごみであり、事業所から排出されれば産業廃棄物にあたります。水銀が混入したごみは清掃工場には絶対に持ち込まないでください。



受入基準の順守をお願いします



たんす
(長尺物)



布団
(長尺物)



養生シート
(産業廃棄物)

清掃一組では、清掃工場へ持ち込むことができる廃棄物の受入基準を定めています。

受入基準を満たさないごみを発見した場合は、清掃工場に持ち込めない「不適正ごみ」として持ち帰っていただいています。

左の写真は、平成28年度後半に持込車両によって実際に清掃工場に搬入された不適正ごみです。産業廃棄物を処理できないことはもちろんですが、一般廃棄物であっても清掃工場では処理できるサイズを超えたごみは機器故障の原因となってしまいます。収集の際には搬入可能な廃棄物かどうか確認の徹底をお願いします。

また清掃工場の受入基準についてのご質問などがありましたら、下記問合せ先までご連絡ください。

清掃工場に搬入可能なごみの基準はHPにも掲載しています。

<http://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/>

【受入基準の問合せ】 搬入指導係 ☎03-6238-0731

平成29年度 定期点検補修・中間点検の予定時期

平成29年度の各清掃工場における、定期点検補修・中間点検の予定時期をお知らせします。

搬入先の変更については、以下の期間に加え、前後数週間の調整期間を含めたものになります。したがって、「搬入先の変更期間」と「定期点検補修・中間点検の期間」は一致するものではありません。以下の表は、目安としてご活用ください。

工場名	定期点検補修	中間点検	工場名	定期点検補修	中間点検
中央	4月～6月	10月～11月	豊島	4月～6月	10月
港	7月～11月	1月～2月	板橋	7月～10月	1月～2月
北	1月～3月	7月	練馬	10月～12月	5月
品川	7月～9月	1月～2月	墨田	1月～3月	7月
大田	10月～12月	5月	新江東	7月～11月	1月～3月
多摩川	4月～7月	11月	有明	4月～6月	10月～11月
世田谷	7月～10月	12月～1月	足立	10月～12月	4月～5月
千歳	10月～11月	5月～6月	葛飾	4月～6月	10月
渋谷	1月～3月	8月	江戸川	4月～7月	11月～12月
杉並	—	2月～3月	—	—	—



清掃工場は24時間休みなく稼働しており、日々の点検では設備内部の確認ができないところもあります。

そこで、焼却設備全体を停止して、総合的な点検・補修を行うことで、公害防止性能、焼却性能、及び施設の安全性を維持しています。

年度途中での計画変更について

作業場所の増減などにより、ごみ量の増減が見込まれるときは、搬入計画を変更することができます。変更は、4月17日を初回として隔週月曜日付けで行い、変更要望の受付期限は、前週の月曜日までです。

平成28年度までは変更要望書をFAXで受け付けていましたが、平成29年度からは、変更要望は継続持込管理システムから入力していただきます。

継続持込管理システム URL

<https://seisou-23.tokyo/henkou/>



計画変更の際は、事前相談をお願いしていますので、まずはお電話でご相談ください。また、「ログオンできない」や「パスワードがわからない」等、ご不明な点についてもお電話でお問合せください。

発行

東京二十三区清掃一部事務組合

施設管理部管理課

搬入承認・手数料係

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋三丁目

5番1号 東京区政会館13階

TEL 03-6238-0827

FAX 03-6238-0740

【搬入計画・搬入先変更の問合せ】

搬入承認・手数料係 ☎03-6238-0826

印刷物登録

平成28年度 第136号